第６回
廿日市市景観審議会

【 議 案 集 】

日　時　平成２９年３月２３日（木）午前９時３０分から

場　所　市役所　３階　政策審議室

廿日市市建設部都市計画課

目　次

議案	付議事項	摘要	頁
1	はつかいち景観百選の二次審査（最終審査）について	－	1
2	はつかいち景観百選の活用方法について	－	4

第１号議案

はつかいち景観百選の二次審査（最終審査）について

1　はつかいち景観百選の二次審査（最終審査）について

（1）事前審査結果

「はつかいち景観百選」の選定数は、景観資源数を 100 件程度（各地域 20 件程度）とし、複数の視点場又は季節等は 10～20 件程度とすることで、合計で 110～120 件程度を目安とする。なお、事前審査の結果、景観資源数は 96 件、複数の視点場又は季節等は 17 件、合計で 113 件である。
※別紙「【資料①】選定候補作品」及び「【資料②】二次審査集計一覧」を参照。

ア　集計方法　※同一資源を集約

①原則４人以上（全委員の 1/3 以上）が◎又は〇を評価したもの、かつ、得票数が最も多い景観資源を選定。ただし、類似の景観等はいずれかを選定。
②上記①の選定後、３人以上が◎又は〇を評価したもの（大野地域のみ２人以上）、かつ、得票数が最も多い景観資源を選定。ただし、類似の景観等はいずれかを選定。
③上記②の選定後、複数の視点場又は季節等で見え方が異なる景観資源を選定。

■同一資源集約結果：◎又は〇が 4 つ及び 3 つ以上　※（　）内は◎又は〇が 3 つ以上

	自然	歴史	都市	くらし	合計
吉和	13（3）	0（0）	1（1）	6（1）	20（5）
佐伯	12（0）	5（0）	1（1）	2（1）	20（2）
廿日市	5（2）	4（0）	3（3）	6（1）	18（6）
大野	8（2）	3（0）	0（0）	1（0）	12（2）
宮島	4	11	1	4	20
複数	6	0	0	0	6
不明	0	0	0	0	0
合計	48（7）	23（0）	6（5）	19（3）	96（15）

備考１：宮島地域のみ 4 つ以上の選定で 20 件あるため、3 つ以上の選定はしない。
備考２：複数の地域の視点場は廿日市地域 2 件、大野地域 1 件、宮島地域 3 件である。

■同一資源集約結果：複数の視点場又は季節等で見え方が異なる景観資源

	自然	歴史	都市	くらし	合計
吉和	2	0	0	0	2
佐伯	3	0	0	1	4
廿日市	1	0	0	1	2
大野	7	0	0	1	8
宮島	0	1	0	0	1
複数	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0
合計	13	1	0	3	17

備考１：宮島地域のみ 4 つ以上の選定で 20 件あるため、複数の視点場等の選定は特徴的な大鳥居のみ選定する。

■同一資源集約結果：集計方法①～③の合計　※（　）内は複数の地域

	自然	歴史	都市	くらし	合計
吉和	15	0	1	6	22
佐伯	15	5	1	3	24
廿日市	8（2）	4	3	7	22（2）
大野	16（1）	3	0	2	21（1）
宮島	7（3）	12	1	4	24（3）
不明	0	0	0	0	0
合計	61（6）	24	6	22	113（6）

備考１：複数の地域の場合は、視点場が属する地域の景観資源に含める。

（２）最終審査

審議会において、事前審査で選定された作品等に対し、次の５点を整理する。

ただし、新たに選定作品を加える場合は、冊子ページ及び予算に限りがあるため、選定候補作品と差し替えて対応することとする。

①はつかいち景観百選として、選定しにくいものがあるか。
　例：肉眼で見ることができない。（ズーム撮影した景観など。）
②百選の数は 100 に限定しないが、どの程度にするのか。
　例：110～120 程度
③地域別、景観の種類（分類）別で考慮すべきことはあるか。
　例：地域ごとの景観資源数が偏っている。
④視対象に対して複数の視点場等が選定された場合、どのようにまとめるか。
　例：季節や時間帯の比較を表現する景観資源として選定する。
　※別紙「【資料①】選定候補作品」参照。
⑤選定対象外作品の再確認　※一次審査及び二次審査（事前審査）
　※一次審査は別紙「【資料③】選定対象外作品（一次審査）」を参照。
　※二次審査は別紙「【資料①】選定候補作品」を参照。

第２号議案

はつかいち景観百選の活用方法について

１　はつかいち景観百選の活用方法について

（１）冊子作成（案）

第５回廿日市市景観審議会（平成２８年１月２４日開催）での意見を踏まえ、次のとおり作成する。※別紙「【資料④】冊子イメージ」を参照。

なお、地域別と全市で２案作成していたが、廿日市市景観計画で地域ごとに掲載している点及び実際に景観を見に行くときに使いやすい点により、地域別で作成することとする。

① 冊子タイトル

はつかいち景観百選　後世に残したい・知ってほしい・みんなで守り育てる景観

② 表紙デザイン

子どもから大人まで興味を持ってもらえるよう、地域ごとの景観に合わせて廿日市市の形をデザインする。

③ 地域ごとのページ

各地域の位置及び地図を分かりやすく掲載し、複数の視点場又は季節等の景観資源は特徴を捉えたタイトルとする。また、視点場と視対象である景観資源の関係性を示すため、「○○（視点場）から見た○○（景観資源）」とコメントをつける。

④ 裏表紙デザイン

広島県内での廿日市市の位置及び廿日市市内の各地域の位置を掲載することで廿日市市外の方にも分かりやすく作成する。また、市民などの応募による選定方法や廿日市市の優れた景観を知ってもらうなどの冊子の利用方法を示すことにより、今後の景観形成について市民とともに育める冊子とする。

（２）今後の活用方法の流れ（案）

はつかいち景観百選をきっかけに市民性を育てる取組みを目指すため、市民に興味を持ってもらえるような取組みから順番に実施を計画する。

①平成 29 年度～

・はつかいち景観百選の冊子を配布

・市ホームページ及び広報誌に掲載

・庁内連携体制の構築（観光課、シティプロモーション室など）

②平成 30 年度～

・関係部署との連携事業

【例】景観資源めぐりのマップづくり、景観まち歩きの実施等

③平成 31 年度以降～

・はつかいち景観づくりサポーター制度に向けた取組

・市民等の参加による清掃・美化活動を行っている団体への支援、表彰

・歴史的風致維持向上計画の作成（都市計画と文化財部門などの連携）

・上記計画策定後に景観を守る町並みづくりの実施（電柱や電線の地中化、道路の美装化等）